

平成30年5月17日

第11回総会議事録

福島市農業委員会

## 福島市農業委員会第11回総会議事録

1. 日 時 平成30年5月17日(木) 午後3時00分
2. 会 場 吉井田支所 2階会議室
3. 出席委員 23名
4. 出席の委員  
1番 小山 正雄      2番 佐藤 秀雄      3番 柴山 栄重  
4番 片平 隆      5番 加藤 良子      6番 宍戸 忠一  
7番 渡邊 敏明      8番 加藤 功      9番 油井 妙子  
10番 渡邊 俊春      11番 大宮 篤司      12番 菅野 善晴  
13番 佐藤ミツエ      14番 渡邊 賢一      15番 尾形 寅昭  
16番 古関 恵子      17番 関 健一      18番 安田 善喜  
19番 渡邊 友一      21番 齋藤 貴裕      22番 宍戸 薫  
23番 鈴木 顯典      24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員      20番 黒澤喜久夫
6. 事務局の出席者  
事務局 長      石川 英弥  
庶務係 長      遠藤 彰      主 査      羽田 瑠美  
農地係 長      阿部 裕一      主 査      吾妻 訓圭

### 議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第6号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第7号 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に係る農地の判断について
- 第8号 荒廃農地の区分の判断について
- 第9号 農業者年金加入推進活動計画の承認議決について
- 第10号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決について

### 報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第6号 農業者年金業務(1)老齢年金支給裁定について
- 第7号 農地等の相続税の納税猶予を受けるための適格者証明について

農地係長 ご案内の時間となりましたので、開会に先立ち 宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

農地係長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

農地係長 20番、黒沢 喜久夫 委員より欠席の旨届出がありました。

議長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、23名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第23期第11回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第20条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

12番：菅野 善晴 委員、24番：芳賀 正寿 委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の吾妻主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。会期は、本日16時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[異議なし。]

議長 ご異議ございませんので、会期は本日16時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局に議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(112件)】

合計112件、平成30年5月17日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 2頁をお開きください。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転7件、賃借権設定4件、使用貸借権設定が1件、計12件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番から3番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番(発言を求める。)

議長 3番(発言を許可する。)

3番 調査報告の前に、実は、3月の議案書にも同じ譲受人が登場しました。申請内容も新規農業経営の開始ということで、同じであります、同姓同名の全く別人でありますので、お間違えのないように、よろしく願いいたします。

それでは区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件でありまして、土地の表示以下は記載の通りです。1から3までは、新規農業経営の開始であります。譲受人が、将来、息子

と一緒に農業をしたいという思いから申請をするものでありまして、申請のあった土地が、既に集積されており、栽培管理が有利に展開されると思われまます。また、既に譲受人は仕事を辞められまして、農業の研修中であります。区域の農業委員としても、見守っていききたいと思っております。以上、1番から3番まで、区域協議会においては間違いのないものと判断いたしましたので、皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番

整理番号4番につきまして、譲受人に関しましては、ここ3年くらいか、農家を父の代わりにやっているというようなことで、沖高の方にも土地がございまして、梨を作っております、その関係でこちらの余目地区にも4～5反歩、土地があるということで、こっちでもやっております。初めて消毒もしております、周りに迷惑を掛けておりませんので、あとこれは贈与ということで、なんら問題ないということで、よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番

区域番号3番、整理番号5番の案件でございますが、調査書のとおりでございます。譲受人の方は、勤めておまして、農作業をあまりしていないといううわさもありまして、色々調査もしましたが、区域の農業委員さんの調査の結果、調査書の通り、問題なしという報告が上がっております。また、この土地は土盛りをしながら豆・野菜を作りたいと、いうことでしたが、最初は土砂が入っていたので、これはもう農地としては認められないと、いうことでしたが、栽培計画書、経営計画書も、きちんと上がっております。また、土砂が入ったところも、土の入れ替えもきちんとなされたので、これから見守りながら、やっていくと、いう条件を付けながら、区域協議会では承認されましたので、ご報告申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 3ページをご覧ください。区域番号4番、整理番号6番及び7番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番  
議長  
14番

議長 14番（発言を求める。）  
14番（発言を許可する。）

14番 区域番号4番、整理番号6番、7番の2件であります。許可を受けようとする土地の表示以下、備考まで記載の通りであります。  
まず6番につきましては、譲渡人は高齢でありまして、なかなか農業はできないということで、今回の申請ではあったんですけども、この土地は以前から、譲受人が使っておりまして、今回、正式に譲り受けるという申請でございます。  
7番につきましては、息子さんであります譲受人が退職なされてから自宅の農家を継ぐということで、今回、その一部を経営移譲ということで譲り受けて引き続き農業をするという案件でありまして、区域協議会ではなんら問題ないというふうに判断しましたので、よろしくご審議の程、お願いしたいと思います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号8番から10番までの3件、判断基準の詳細は、別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18番  
議長  
18番

議長 18番（発言を求める。）  
18番（発言を許可する。）

18番 区域番号5番、整理番号8番の件ですが、ここは西道路の南進に伴いまして、代替地ということで、問題ないと思われまます。  
整理番号9番、10番の2件ですが、この土地が若干、荒れ始めていて、譲受人が、自分が作ると、言ったところ、買ってくれるならいいけれどもという話で、借りて、やるわけだったが、買うようになったという話でございます。区域協議会では問題ないだろうと、いうことですので、審議の程よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 4ページをお開きください。区域番号7番、整理番号11番及び13番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番  
議長  
23番

議長 23番（発言を求める。）  
23番（発言を許可する。）

23番 整理番号11と13ですが、記載の通りです。  
整理番号11番については、譲受人がワイン用のぶどうを作りたいということで、ドイツで7年間、研修をしてきました。帰ってきて、植える畑を探していたんですが、ちょうど、譲渡人の畑があったということで、買いたいということになりました。もう一つ申し訳ないんですが、小麦の栽培を予定していたのですが、田んぼについては苗の都合で、植え始まったところなので、これについては田んぼになってしまったので申し訳ないと。  
13番については、譲渡人が高齢ということで、処分したいという話がありまして、譲受人

が、ここの近くに農地を持っているということがありまして、取得するということになりました。区域協議会では問題ないと判断しましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 それでは簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から13番についての12件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 5ページをお開きください。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域の自己転用2件で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障をおよぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号4番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 区域番号4番、整理番号1番の1件であります。土地の表示以下、備考まで記載の通りであります。今回この申請人は、後程5条でも出てくるんですけども、たまたま色々審査をした結果、自宅の一部が畑だったということで、今回、その申請であります。自宅のほんの一部が掛かっていたということで、何ら問題ないというふうに、区域協議会では判断いたしました。よろしくご審議の程、お願ひしたいと思います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 区域番号5番、整理番号2番の件ですが、申請者のところは去年ですか、失火で火事が起きまして、物置等が消失しておったわけでございます。このたびそこを建て替える、農家住宅まで建て替えをするということでございますので、あと、物置ですか、区域協議会では問題なしといたしました。よろしくご審議ください。お願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 それでは簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 6ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の第三者転用で、所有権移転2件、賃借権設定1件、使用貸借権設定4件、計7件の許可申請で市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 区域番号1番、整理番号1番の1件ですけれども、土地の表示以下記載の通りでありまして、譲受人は、土地所有者のご主人であります。転用は問題ないと、区域協議会でも判断いたしましたので、皆様のご審議よろしく願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号2番及び3番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 区域番号3番、整理番号2番、3番の2件でございます。調査書のとおりでございます。譲受人は、2件とも娘さんでございます。区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号4番及び5番の2件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 区域番号4番、整理番号4番、5番の2件であります。土地の表示以下、備考まで記載の通りであります。

まず4番につきましては、所有権の移転ということで、都市計画法第34条第11号指定区域というようなことで、問題はないというふうに判断いたしました。また、5番につきまし

ては、除染の仮置き場の一時転用ということで、草木は焼却処分になるんですけども、これがなかなか順番が来ないということで、そこに仮置き場の敷地でありまして、いずれも区域協議会では問題ないというふうに判断いたしましたので、よろしくご審議の程お願いしたいと思います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 7ページをご覧ください。区域番号5番、整理番号6番及び7番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 区域番号5番、整理番号6番、7番の2件です。

6番の件ですが、譲受人は譲渡人の孫さんにあたっておりまして、自宅の敷地のところに家を建てるということで、区域協議会では問題ないと判断しております。

続きまして7番の件ですが、この場所は、飯野町の工業団地ということで、企業誘致してきた所の隣接地ということで、工場を拡張したいということで、区域協議会では問題ないと判断しました。審議の程よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 それでは簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から7番の7件について、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

農地係長 8ページをお開きください。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、除染業務・除去草木等の保管業務等に係る事業期間の延長のための事業計画変更で市処分案件です。

申請にあたっては、別添「調査書」のとおり、変更の要件を満たすものと考えます。

区域番号5番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 区域番号5番、整理番号1番の件ですが、除染作業の遅れということで、11月30日までの期間延長ということで、区域協議会では問題ないと判断しました。審議の程よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	21番（発言を許可する。）
21番	区域番号6番、整理番号2番の件ですが、内容につきましては記載のとおりでございます。除染作業の延長に伴う事業計画の変更ということでございまして、区域協議会では問題なしと判断しました。審議の程よろしくお願います。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	それでは簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	異議なしと認め、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件について原案のとおり決定いたします。
農地係長	次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。 10ページをご覧ください。 議案第6号、福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より意見を求められた案件です。 JAふくしま未来：農地利用集積円滑化団体への貸付分3件、12,118㎡で、いずれの計画も経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。 11頁をご覧ください。JAふくしま未来貸付分ですが、区域番号5番、整理番号1番から3番までの3件、判断基準の詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
18番	議長18番（発言を求める）
議長	18番（発言を許可する）
18番	議案第6号については、私が役員を務めている会社の案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく「議事参与の制限」から一時退席します。
議長	議事を一時休議します。18番、一時退席願います。
18番	（一時退席する。）
議長	それでは、議事を再開します。調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
15番	議長15番（発言を求める。）
議長	15番（発言を許可する。）
15番	区域番号5番、整理番号1から3までの3件でございます。いずれも新規ではございますが、利用権を設定する方々が、もう農業はできないということで、この株式会社に貸し付けるものであって、先の区域協議会では問題なしということでもあります。よろしくお願います。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕

議長 それでは簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第6号、福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり許可といたします。

18番 (入室、着席する)

議長 次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。

農地係長 12ページをお開きください。議案第7号、荒廃農地の発生・解消に関する調査に係る農地の判断についての案件は、農地に該当するか否かの判断を所有者より求められた案件です。依頼に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、いずれも農地としての復元は困難であり、また、復元しても周囲の状況から農地としての継続的な利用は見込めないものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番から5番の5件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番(発言を求める。)

議長 3番(発言を許可する。)

3番 区域番号1番、整理番号1番から5番までの5件であります。4月25日に区域の農業委員さんと事務局で調査の結果、この土地は30数年も前から耕作されておらず、既に山林化しています。目的地に到達するにも困難を極めました。よって、調査の結果、区域協議会でも非農地であると判断いたしましたので、皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 それでは簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第7号、荒廃農地の発生・解消に関する調査に係る農地の判断について、整理番号1番から5番の5件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第8号について事務局の説明を求めます。

農地係長 13ページをご覧ください。議案第8号、荒廃農地の区分の判断についての案件は、農地の現況について福島市長より判断を求められた案件です。依頼に基づき、平成30年4月3日及び4月5日に区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、再生利用が可能な「A分類」と判断されました。

区域番号3番、整理番号1番から3番の3件、判断基準の詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番(発言を求める。)

議長 8番(発言を許可する。)

8番 区域番号3番、整理番号1番から3番の案件でございますが、この土地は数年、耕作されて

おらず、遊休化しておりましたが、近くの担い手の方が、ぜひここで耕作したいと、いうことでの申請でございます。区域協議会ではぜひ作っていただきたいと、いうことで、承認されましたので、ご報告申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号4番から7番の4件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求める。）

議長 23番（発言を許可する。）

23番 区域番号7番、整理番号4番から7番ですが、4月5日の日に区域の農業委員さんと推進委員さんが確認した結果、A分類と判断しましたのでよろしく願いしたいと思います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔異議なし。〕

議長 それでは簡易採決により、議案第8号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。  
〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第8号、荒廃農地の区分の判断について整理番号1番から7番の7件、原案のとおり決定いたします。  
次に、議案第9号について事務局の説明を求めます。

庶務係長 14ページをお開きください。議案第9号、農業者年金加入推進活動計画の承認議決についてでございます。こちらにつきましては、平成30年度の農業者年金加入を推進するための活動計画となります。「新1・1・1運動」に併せて福島市農業委員会としての加入推進活動計画を区域ごとに策定し取り組むものでございます。内容につきましては「議案書」に記載のとおりです。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第9号、農業者年金加入推進活動計画の承認議決について、原案のとおり決定いたします。  
次に、議案第10号について事務局の説明を求めます。

庶務係長 20ページをお開きください。議案第10号、農業経営改善計画の認定に係る承認議決についてでございます。こちらにつきましては、認定農業者から申請のあった農業経営改善計画が、市の基本構想に照らして適切なものであること、農用地の効率的かつ総合的利用を図るために適切であること、達成される見込みが確実であること、などの要件を満たす場合、認定農業者の認定を行うことになり、区域協議会、総会の意見が5月24日に開催される農業経営改善計画認定会議に反映され、審議されるものでございます。現状、5年後の目標が達成される見込みがあるか否か等につきまして、ご審議をお願いいたします。認定農業者に対する再認定につきまして、区域番号2番、整理番号1番から4番までの4件、内容につきましては「議案書」に記載のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 整理番号1番から4番までの4名ですが、現在、一生懸命、農家をやっております、今後とも、この通りやるということで、区域協議会では何ら問題ございませんでした。よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

庶務係長 区域番号4番、整理番号5番から23ページ11番までの7件、内容につきましては「議案書」に記載のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 区域番号4番、整理番号5番から11番までの8名につきまして、区域協議会では5年後の目標をもとに、それぞれの地区の担当の委員よりご本人について説明を求めまして、慎重に審議した結果、それぞれ立派に活躍しているということで、何ら問題はないというふうに判断いたしましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

庶務係長 区域番号5番、整理番号12番から14番までの3件、内容につきましては「議案書」に記載のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 区域番号5番、整理番号12番、13番、14番の3件です。  
12番につきましては、今も3人くらい手伝いに来ているということで、また秋にも3人くらい、手伝いに来てやってくれるということで、問題ないのではないかと、いうことをごさいます。  
また13番の法人は、現在の労力は2人となっておりますが、そのほか今、3人ほど来て、一緒に仕事をしていると、いうことをごさいます。これも問題ございません。  
また14番の方は、花卉、小菊を中心に営農しているわけでごさいます。忙しいときには隣近所の人が手伝いに来てくれるということで問題ないと思われまます。  
区域協議会では問題ないと判断しました。よろしく審議をお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

庶務係長 区域番号6番、整理番号15番の1件、内容につきましては、「議案書」に記載のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号15番の件でございますが、シルバーを利用しまして徹底的な経営管理を行っており、地域のリーダー的な存在でもありまして、5年後の目標達成は問題ないと区域協議会では判断しました。審議の程、よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

庶務係長 24ページをご覧ください。区域番号7番、整理番号16番から18番までの3件、内容につきましては「議案書」に記載のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求める。）

議長 23番（発言を許可する。）

23番 区域番号7番、整理番号16、17、18ですが、お三方とも、経営改善計画に向かって、突き進んでいるということなので、区域協議会では問題ないと判断しました。よろしく願いしたいと思います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

庶務係長 25ページをご覧ください。続きまして、認定新規就農者（変更）についてでございます。区域番号2番、整理番号1番の1件、内容につきましては「議案書」に記載のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 区域番号2番、整理番号1番の件なんですけど、目標、5年後41aということで、124から41に減っているんじゃないかと、いう感じなんですけれども、中身を説明しますと、申請者夫婦が、夫の父親と一緒に果物と野菜を一緒にやっていたわけなんですけど、父から独立ということで、一緒にやっていた時には果物もやっていたわけなんですけれども、今度、東湯野の方に、摺上川の近くなんですけれども、土地を借りまして、アスパラ栽培ということで、特に奥さんが熱心で、アスパラを栽培して、一生懸命やっております。それで、農家レストランのようなものをやって収益を上げるということで、とりあえずうまく順調にアスパラを栽培しております。一生懸命やるということですので、区域協議会では承認いたしました。よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 それでは簡易採決により、議案第10号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし。〕

議長	異議なしと認め、議案第10号、農業経営改善計画の認定に係る承認議決について、原案のとおり承認と決定いたします。
	次に、報告を事務局よりお願いします。
農地係長	議案書26ページ、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、区域番号2番、整理番号3番から5番の3件、区域番号3番、整理番号6番から12番までの7件、区域番号4番、整理番号13番及び28ページ整理番号14番の2件、区域番号5番、整理番号15番から17番の3件、区域番号6番、整理番号18番から22番までの5件、区域番号7番、整理番号23番から25番までの3件、以上25件について、記載内容の受理を行っております。
	議案書30ページ、報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件、区域番号3番、整理番号3番及び4番の2件、区域番号6番、整理番号5番の1件、区域番号7番、整理番号6番及び7番の2件、以上7件について記載内容の受理を行っております。
	議案書32ページ、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番から4番の4件、区域番号2番、整理番号5番から8番の4件、区域番号5番、整理番号9番の1件、区域番号6番、整理番号10番及び34ページ、11番の2件、区域番号7番、整理番号12番及び13番の2件、以上13件について記載内容の受理を行っております。
	議案書35ページ、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について、区域番号4番、整理番号1番から3番の3件について、記載内容の受理を行っております。
	議案書36ページ、報告第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答（調査結果）について、区域番号1番、整理番号1番の1件、区域番号2番、整理番号2番の1件、区域番号7番、整理番号3番の1件、以上3件について記載内容の受理を行っております。
	議案書37ページ、報告第6号 農業者年金業務（1）老齢年金支給裁定について、区域番号5番、整理番号1番の1件について、進達し裁定されたものです。
	議案書38ページ、報告第7号 農地等の相続税の納税猶予を受けるための適格者証明について、区域番号3番、整理番号1番の1件、区域番号7番、整理番号2番の1件、以上2件について、記載内容の証明を行っております。
	報告は以上です。
議長	只今の報告について、ご質問等ございませんか。
庶務係長	議長（発言を求める。）
議長	事務局（発言を許可する。）
庶務係長	報告で1件、訂正させていただきたいと思います。32ページでございます。報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理についてでございますが、区域番号1番、整理番号1番から4番、と記載がございますが、4番につきましては区域番号、1番ではなく7番の案件となります。大変失礼しました。
議長	よろしいですか。その他、何かご質問等ございませんか。
庶務係員	議長（発言を求める。）
議長	事務局（発言を許可する。）

庶務係員 報告第7号の、区域番号3番、整理番号1番の件なのですが、区域協議会において質問が出たんですけども、相続人の住所が東京なんですけど、農業ができるのかということでした。回答といたしましては、この相続人は、住所は東京なんですけども、ずっと福島に住んでいて、親子で農業をやっていたそうです。それで、近いうちに福島に住所を移しますということで、事務局で話を聞いていた経過がありましたので、農業をやっているということで、問題ないと判断しました。

もう1点、議案とは直接関係はないんですが、昨年度、29年度の農業者年金の加入者数を教えてほしいという意見が出まして、8名、通常加入が7名の、政策支援の3番ということで1人の、合計8名で、参考までに申し上げますと、30年度は既に3名の加入がございまして、今、検討中の方が2名いるというような状況で進んでおります。今後ともよろしくお願ひします。

議長 ご質問等ございませんか。  
〔質問等なし。〕

議長 ご質問等ございませんので、以上で報告を終了します。  
次に、行事報告及び予定につきましては、先に開催されました各区域協議会において、ご報告いたしました追加、変更等があれば、事務局より報告願ひます。

庶務係長 追加、変更等ございません。

議長 その他、皆様から何かございませんか。  
〔その他、発言なし。〕

議長 何もないようですので、これで本日の議事を全て終了いたします。  
閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。

会長職務代理 (会長職務代理よりあいさつ)  
慎重審議ありがとうございました。これで第11回総会を終了いたします。

(午後4時00分)

平成30年5月17日

これは、福島市農業委員会第11回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人12番 \_\_\_\_\_

議事録署名人24番 \_\_\_\_\_